

平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都 道 府 県 名 : 高知県
農 業 委 員 会 名 : いの町農業委員会

I 法令事務(遊休農地に関する措置)

1 現状及び課題

現 状 (平成26年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	813 ha	14.99 ha	1.84%
課 題	・農業就業者の高齢化及び人口減少が進み、増加する耕作放棄地の解消に対応できない。 ・耕作不便地の効果的な活用方法がなく、解消・耕作の労力に見合う収入が得られないため、借り受ける農業者がいない。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成26年度の目標案及び活動計画案

目 標 案		遊休農地の解消面積 14.99 ha			
		目標案設定の考え方:所有者に対して農地の有効利用に向けた意向調査を実施。うち売買・貸与可能な農地情報については新規就農者等の担い手農家へ提供し、可能な限り、農地の利用集積を図ると共に遊休農地の活用方法を模索する。また、再生利用交付金を利用して解消に努める。			
活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期		調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		10月～11月		26 人	12月～3月
		調査方法	町内を24箇所の区域に分け、一区域につき農業委員1名(地区によっては2名)と事務局2名が、車からの目視によって耕作放棄地を把握する。発見した耕作放棄地は、事務局が、持参したカメラで状態を撮影すると共に、地図に番号を振り当て、記録する。		
	遊休農地への指導	実施時期:随時			

※1 目標案は、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させるかを記入
※2 目標案には、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない(以下同じ)

3 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	意見なし
活動計画案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成26年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 14.99 ha			
活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期		調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		10月～11月		26 人	12月～3月
		調査方法	町内を24箇所の区域に分け、一区域につき農業委員1名(地区によっては2名)と事務局2名が、車からの目視によって耕作放棄地を把握する。発見した耕作放棄地は、事務局が、持参したカメラで状態を撮影すると共に、地図に番号を振り当て、記録する。		
	遊休農地への指導		実施時期:随時		

Ⅱ 促進等事務

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状	農家数	430 戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	99 戸	5 経営	— 法人	— 団体
	農業生産法人数	0 法人			
課 題	・本町の農業は、農産物の価格低下や資材費の高騰等のマイナス要因が影響し、非常に厳しい状況にあり、後継者不足が顕著である。 ・認定農業者に認定されることの具体的なメリットが乏しいため、制度に対する農業者の関心が薄い。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成26年度の目標案及び活動計画案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 案	8 経営	— 法人	— 団体
	目標案設定の考え方:いの町地域担い手育成総合支援協議会が定めている「平成22年度地域アクションプログラム」において、平成26年度末までの担い手育成・確保目標が10経営に設定されているため、農業委員会としても単年度あたり8経営の確保を目標とする。		
活動計画案	いの町産業経済課と連携し、候補者に対して個別に制度説明を行う。また、11月定例会にて制度研修を実施し、各地区の候補者に制度の周知を図る。		

※1 目標案は、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	意見なし
活動計画案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成26年度の目標及び活動計画

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標	8 経営	法人	団体
活動計画	いの町産業経済課と連携し、候補者に対して個別に制度説明を行う。また、11月定例会にて制度研修を実施し、各地区の候補者に制度の周知を図る。		

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	813 ha	148.46 ha	18.26%
課 題	・高齢化・兼業化が進展し、農業の担い手が不足している。 ・現在の担い手は、品質改良や作業の効率化に重点を置いて経営しているため、規模拡大に対する積極的な意向がない。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	集積面積 123.42 ha
	目標案設定の考え方:いの町地域担い手育成総合支援協議会が定めている「平成22年度地域アクションプログラム」において、平成26年度末までの農用地集積面積が累計271.88haに設定されているため、これまでの集積面積148.46haを差し引いた123.42haの集積を目標とする。
活動計画案	認定から3年・5年を経た認定農業者に対するフォローアップ活動を通じて、規模拡大の意向を持つ農業者を掘り起こすと共に、農業委員会にて把握している農地情報を提供し、担い手への利用集積を図る。

※1 目標案は、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	意見なし
活動計画案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成26年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 123.42 ha
活動計画	認定から3年・5年を経た認定農業者に対するフォローアップ活動を通じて、規模拡大の意向を持つ農業者を掘り起こすと共に、農業委員会にて把握している農地情報を提供し、担い手への利用集積を図る。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成26年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	813 ha	0.33 ha	0.04%
課 題	農地法の転用許可が必要であることを知らずに、墓地等の工作物を設置する事案が見受けられる。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	違反転用の解消面積	0.08 ha
	目標案設定の考え方：現在判明している違反転用のうち追認の可能性がある事案の解消を目指す。	
活動計画案	10月～11月に農地パトロールを実施し、違反転用があれば、指導を行う。また、現在判明している事案について、違反状態の解消を目指し、適宜指導を行っていく。 8月・1月に町の広報誌にて農地転用に関する記事を掲載し、周知を図る。	

※1 目標案は、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	意見なし
活動計画案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成26年度の目標及び活動計画

目 標	違反転用の解消面積	0.08 ha
活動計画	10月～11月に農地パトロールを実施し、違反転用があれば、指導を行う。また、現在判明している事案について、違反状態の解消を目指し、適宜指導を行っていく。 8月・1月に町の広報誌にて農地転用に関する記事を掲載し、周知を図る。	

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。